

# 基本方針等の改正について

2018年5月

中小企業庁

## 0. 基本方針・創業実施指針とは

- 基本方針は中小企業等経営強化法に基づく個別制度（経営力向上計画等）について、創業実施指針は産業競争力強化法に基づく創業支援事業について、経済産業大臣等が、具体的な方向性・内容等を定めるもの。（改正の際は中小企業政策審議会に諮る）同時に、個別の認定制度における認定基準としても機能。

### （基本方針）

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（…）を定め（…）

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。  
(略)

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上に関する次に掲げる事項

(略)

#### 八 経営力向上に関する次に掲げる事項

- (1) 経営力向上の内容に関する事項
- (2) 経営力向上の実施方法に関する事項
- (3) 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

二 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

- (1) 経営革新等支援業務の内容に関する事項
- (2) 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項
- (3) 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

(略)

- (7) 情報処理支援業務の内容に関する事項 【新設】
  - (8) 情報処理支援業務の実施体制に関する事項 【新設】
  - (9) 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項 【新設】
- (略)  
(経営力向上計画の認定)

第十三条

5 主務大臣は、（…）当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。  
— （…）基本方針に照らして適切なものであること。

### （認定経営革新等支援機関）

第二十六条 主務大臣は、（…）経営革新等支援業務（…）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

### （創業支援事業の実施に関する指針）

第百十二条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援事業により創業を適切に支援し、中小企業の活力の再生に資するため、（…）実施指針（…）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項
- 二 創業支援事業の実施方法に関する事項
- 三 創業支援事業の実施に関して市町村（…）が果たすべき役割に関する事項
- 四 その他創業支援事業に関する重要事項

(略)

### （創業支援事業計画の認定）

第百十三条 (略)

4 主務大臣は、（…）、その創業支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該創業支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

(略)

# 1. 基本方針改正（案）①再編による事業承継（経営力向上計画改正関係）

## 現行

### 経営力向上の定義及び内容

- 経営力向上は、「経営資源を事業活動において十分効果的に活用すること」とし、具体的には、「事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成」、「財務内容の分析の結果の活用※」、「商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用」、「経営能率の向上のための情報システムの構築」等とする。
- ※ 売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、自己資本比率等の指標を活用

## 追加・修正事項

- M&A等※によって獲得する経営資源を十分に活用し、**生産性を向上させる取組**であること。
- **事業承継を促進する**ものであること。
- ※ 事業譲渡、合併、分割、事業譲渡、株式・持ち分の取得等
- **経営資源を組合せて一体的に活用**することで、商品の生産・販売、役務の提供の方法を効率化する取組を追加。

### 経営力向上の実施方法

- 計画期間を3年から5年とし、労働生産性を計画認定の判断基準とする。
- 原則、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性の目標伸び率が2%以上。

- M&Aを行う計画についても、同様に、計画期間を3年から5年とし、**労働生産性を計画認定の判断基準**とする。

### 経営力向上の推進に当たって配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等の雇用への配慮
- 経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨
- 国が経営力向上計画認定や指導助言を行う際の外部専門家の活用
- 中小企業の会計に関する基本要領等の活用の推進
- 計画認定における小規模事業者への配慮

- 再編が従業員に与える影響が大きいことに鑑み、**単なる人員削減を目的とした再編を計画認定の対象としないこと**等雇用への配慮（M&A等を行う場合は特に配慮）
- 地域・サプライチェーンにおいて重要な事業が引継がれる取組等**地域経済・サプライチェーンの維持・強化に資する取組を支援**等

## 2. 事業分野別指針改正（案）①再編による事業承継（経営力向上計画改正関係）

- 基本方針の改正に伴い、事業分野別指針（製造業、卸・小売業、外食・中食産業、旅館業、医療、保育、介護、障害福祉、貨物自動車運送事業、船舶産業、自動車整備、建設業、有線テレビジョン放送、電気通信、不動産、地上基幹放送、石油卸売業・燃料小売業）についても、以下のとおり一律に改正。

### 現行

#### 経営力向上の内容

- 事業分野別に「事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成」、「財務内容の分析の結果の活用」、「商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用」、「経営能率の向上のための情報システムの構築」等、経営資源を高度に利用する方法を例示。

#### 経営力向上の実施方法

- 計画の目標は、原則、経営指標としての労働生産性の向上（労働生産性は5年で2%、3年で1%）としつつ、事業分野別に経常利益率、付加価値額等の経営指標を柔軟に設定。

#### 経営力向上の推進に当たって配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等の雇用への配慮
- 経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨
- 外部専門家の活用
- 中小企業の会計に関する基本要領等の活用の推進
- 計画認定における小規模事業者への配慮 等

### 追加・修正事項

- 経営資源を「自社の経営資源」と「M & A等によって得た経営資源」に書き分け。
- 経営資源を高度に利用する方法について、M & Aを行う場合において、**自社の経営資源とM & A等によって得た経営資源を組合せて一体的に活用**することで、商品の生産・販売、役務の提供の方法を効率化する取組を追加。

- M&Aを行う計画については、事業承継を促進するものであって、**労働生産性**等、事業分野別指針で設定する経営指標を達成するものとする。（経営指標については、既存の経営力向上計画と同様）

- 再編が従業員に与える影響が大きいことに鑑み、**単なる人員削減を目的とした再編を計画認定の対象としないこと**等雇用への配慮（M & A等を行う場合は特に配慮）
- 地域・サプライチェーンにおいて重要な事業が引継がれる取組等**地域経済・サプライチェーンの維持・強化に資する取組を支援**を追加

### 3. 基本方針改正（案）②情報処理支援機関の創設、経営革新等支援機関の更新制等

#### 1. 情報処理支援機関

##### 情報処理支援業務の内容

- 中小企業の**生産性向上に資するIT活用**を支援（指導、助言、情報提供等）

##### 情報処理支援業務の実施体制

- 中小企業を**継続的に支援できる組織体制と事業基盤**を有していること

##### 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

- 情報処理支援機関は、中小企業のIT活用の効果を着実なものとするため、**支援した中小企業の効果の測定**に努める
- 経営革新等支援機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理推進機構等の他の支援機関との連携
- 中小企業が**他の情報サービスへの情報連携・移管を行いやくする**ようにする。
- 自らのサイバーセキュリティの確保を図る。

#### 2. 経営革新等支援機関

##### 現行

##### 経営革新等支援業務の内容

- 財務状況、事業分野毎の将来性等に関する調査・分析
- 事業計画の策定・実行に係るきめ細かな指導及び助言の実施

##### 経営革新等支援業務の実施体制

- 長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制や事業基盤の確保。個人事務所の場合には、財務状況の健全性を有し、窓口となる拠点を保有すること

##### 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

- 国は定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果についての任意の調査等の実施
- 認定経営革新等支援機関は支援を行った中小企業に対する継続的なモニタリングの実施、認定経営革新等支援機関相互の連携や外部支援機関等の知見の活用を行う

##### 追加・修正事項

- 長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤として、**経営革新等支援業務の適切な運営の確保**を追記

- 中小企業・小規模事業者が各認定経営革新等支援機関の実績や支援事例等を把握できるよう情報提供を行う。**

## 4. 創業実施指針改正（案） 創業支援等事業の実施に関する指針関係

### 現行

- 市町村が作成する創業支援事業計画の国による認定の基準を規定することを目的として定めるもの。
- 数値目標の定め方
- 創業支援事業の実施により地域の活性化が図られるように努めること
- 民間、支援機関等と一貫した支援を行うこと
- 認定経営革新等支援機関との連携等により支援を継続して行うこと等に努めること
- 支援を受けて新たに開始される事業が公序良俗に反しないこと等

### 追加・修正事項

- 指針を定める目的として、創業機運の醸成への寄与を追加
- 認定市町村及び認定連携創業支援等事業者が公序良俗を害するような事業を実施しないよう明記 等

